

京都市道路用地分筆測量費助成要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、私有道路を市道に認定し、又は里道に指定するに当たり、道路用地として寄付を受ける土地の分筆に要する測量費を助成すること（以下「分筆助成」という。）により、私有道路の市道認定又は里道指定を円滑に進め、良好な道路網の形成に資することを目的とする。

(対 象)

第2条 分筆助成の対象となる道路は、京都市道路認定基準又は京都市里道指定要綱に適合し、かつ、道路用地を所有する土地所有者全員が市道又は里道となることに同意している道路で、築造後10年以上を経過しているものとする。ただし、官公署及びそれに準ずる団体が所有する道路は、分筆助成の対象としない。

(交付対象者)

第3条 分筆助成に係る交付金（以下「助成金」という。）の交付対象者は、第5条第1項に規定する代表申請人とする。

(項 目)

第4条 分筆助成する測量費の項目は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(申 請)

第5条 分筆助成の申請は、寄付しようとする土地の所有者相互間で選任された者（以下「代表申請人」という。）により行うものとし、土地の所有者は寄付同意書及び代表申請人選出届出書（第1号様式）を、代表申請人は代表申請人選任承諾書（第2号様式）を提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 代表申請人は、道路用地分筆測量費助成金交付申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて申請するものとする。

3 申請は、毎年8月末日までに行わなければならない。ただし、寄付しようとする土地の本市への所有権移転登記が年度内に完了すると認めた場合は、この限りでない。

(分筆助成の交付金額)

第6条 助成金の額は、分筆測量の委託を受けた者（以下「受託者」という。）による見積金額のうち、第4条に規定する測量費の項目及びその所要数量に係る金額とする。ただし、申請に係る分筆に要する測量費として認められるものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、助成金は、前項の規定による助成金算出の根拠となった測量費の項目及びその所要数量についての京都市標準積算基準及び公共嘱託登記業務積算基準による設計金額を上限とし、予算の範囲内において執行する。

(助成金の交付決定及び通知)

第7条 代表申請人により申請があった場合は、速やかに審査を行い、分筆助成を行うことが適当と認めた場合は、助成金の交付及び交付予定額を決定し、道路用地分筆測量費助成金交付決定書（第4号様式）により代表申請人に通知するものとする。

2 道路用地分筆測量費助成金交付決定書には、助成金の交付対象とする測量費の項目及びその所要数量を記載した書面を添付するものとする。

3 第1項の審査により、助成金を交付することが不適当と認めるときは、助成金を交付しないことを決定するものとし、道路用地分筆測量費助成金不交付決定書（第5号様式）により代表申請人に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 助成金の交付を決定するに当たり、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) すでに交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、代表申請人は道路用地分筆測量費助成金交付変更申請書（第6号様式）に必要書類を添付して提出しなければならないこと。

(2) 助成金の交付決定後、分筆測量を中止するときは、あらかじめ承認を受けなければならないこと。

(3) 分筆測量が予定の期間内に完了しないとき、又は分筆測量の実施が困難になったときは、速やかに報告し指示を受けるべきこと。

(4) 申請者の責めに帰すべき事由により、道路用地を寄付受納することが不可能となったときは、助成金の交付決定を取り消すことがあること。

(5) 第12条による検査の結果、助成金の交付対象とした測量費の項目及びその所要数量に変更があった場合は、助成金の交付額は、交付予定額から減額されることがあること。

2 前項第1号の申請による変更を適当と認める場合は、道路用地分筆測量費助成金交付変更決定書（第7号様式）により代表申請人に通知するものとする。

（標準処理期間）

第9条 第7条第1項又は第3項の決定は、第5条の申請が到達してから30日以内に行うものとする。

（分筆測量の実施）

第10条 代表申請人は、分筆助成の交付決定を受けたときは、受託者による必要な測量を速やかに実施させるものとする。

（測量完了届）

第11条 代表申請人は、分筆測量完了後遅滞なく、別表第2に掲げる測量成果品に次の各号に掲げる寄付申出関係書類を添えて、申請した年の11月末日までに測量完了届（第8号様式）を提出するものとする。ただし、第5条第3項ただし書きの規定により、申請が同項に定める期日以降に行われた場合は、提出期日を年度内の適当と認める時期に変更することができる。

(1) 受託者との契約書の写し

(2) 受託者が発行する請求書（内訳書を含む）の写し

(3) 受託者が発行する領収書の写し（添付できない場合、助成金の交付後、速やかに提出しなければならない。）

(4) 寄付申出書

(5) 登記承諾書

(6) 印鑑証明書

(7) 代表者事項証明書（法人のみ）

(8) 土地登録事項全部証明書

2 前項の土地登録事項全部証明書は、別表第3に掲げる内容について必要な登記手続を

完了したことを明らかにするものでなければならない。

(検 査)

第12条 測量完了届を受理したときは、測量成果品について速やかに検査を行い、内容に不備があると認めたときは、代表申請人に対し業務のやり直しを命じることができる。

(助成金の交付額の決定等)

第13条 前条の検査の結果、内容について問題がないと認めた場合、助成金の交付額を決定し、道路用地分筆測量費助成金交付額決定書（第9号様式）により、その旨を代表申請人に通知する。

2 前項の決定後、速やかに寄付受納手続きを行い、所有権移転登記完了後、代表申請人に対し助成金を交付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和63年4月1日以降、この要綱の施行前に現に寄付のための分筆に要する測量を実施し、かつ、測量費の支払いを行っていない場合にあっては、本則の規定にかかわらず、別に定める手続を行うことにより、助成金の申請を行うことができる。

附 則（平成14年4月1日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項 目	内 容	単 位
作業計画等	作業計画、現地踏査、打合せ協議	業務
基準点測量	4級基準点測量	点
路 線 測 量	平板測量（ $S=1/250$ ） 横断測量（ $S=1/100$ ） 用地境界杭設置（コンクリート杭、境界明示板）	km ² km 箇所
用 地 測 量	復元測量、境界確認、補助基準点の設置、境界測量、 用地境界仮杭設置、境界点間測量、面積計算、 全体丈量図作成、地積測量図作成、 その他必要とするもの	万m ²
そ の 他	その他必要とするもの	
諸 経 費 等		

別表第2（第11条関係）

項 目	内 容	部 数
作業計画等	打合せ簿等	1
基準点測量	(1) 成果表	1
	(2) 基準点網図	1
	(3) 観測手簿	1
	(4) 計算簿	1
	(5) 点の記	1
	(6) 精度管理表	1
路 線 測 量	(1) 区域決定用図面等（平面図、横断図原図）	各1
	(2) 区域決定用図面等（平面図、横断図写し）	各5
	(3) 用地境界杭設置記録写真	1
用 地 測 量	(1) 全体丈量図原図、写し	1
	(2) 公図、合成公図の写し	各3
	(3) 地積測量図原図、写し	2
そ の 他	(1) 立会証明書	1
	(2) その他必要とするもの	

別表第3（第11条関係）

項 目	内 容
住 所	土地登記簿上の住所が現住所と異なるときは、住所の変更登記を行うこと（印鑑証明書の住所と土地登録事項全部証明書上の住所を符合させておくこと）
相 続	土地登記簿上の名義人が死亡しているときは、相続人の名義にすること
地 積	公簿地積から道路敷地の地積が分筆できないときは、地積更正をすること
公 図	現況と異なるときは、関係者が公図訂正を行うこと
所有権以外の抹消登記	登記簿乙区の所有権以外の権利関係は、事前に抹消登記をすること

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

寄 付 同 意 書 及 び 代 表 申 請 人 選 出 届 出 書

私が所有する下記土地を道路用地として京都市に寄付することを同意します。

寄付物件

所在地	区	町	番
地 目			
地 積			

なお、京都市道路用地分筆測量費助成要綱第5条の規定により、次の者を代表申請人に選出します。

住 所	
氏 名	

※ 申請人自身が代表申請人となる場合も記載してください。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

住 所

氏 名

連絡先

代 表 申 請 人 選 任 承 諾 書

私は、京都市道路用地分筆測量費助成要綱第5条に規定する代表申請人に選任されることを承諾し、誠実にその業務を遂行することを承諾します。

申 請 地	区	町	番地地先から
	区	町	番地地先まで
	区	町	番地地先から
	区	町	番地地先まで

第 3 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

代表申請人

住 所

氏 名

連絡先

道 路 用 地 分 筆 測 量 費 助 成 金 交 付 申 請 書

下記のとおり、道路用地分筆測量費助成金の交付を申請します。

記

申 請 地	区	町	番地地先から
	区	町	番地地先まで
	区	町	番地地先から
	区	町	番地地先まで
分 筆 筆 数			
道路築造年月			
道路延長			
土地家屋調査士	氏 名		
	住 所		
	連絡先		

※添付書類（いずれも 1 部）

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 1 付近見取図（縮尺 2500 分の 1） | 2 付近公図 |
| 3 土地登録事項全部証明書 | 4 地籍調書 |
| 5 代表者事項証明書（法人のみ） | |
| 6 寄付同意書及び代表申請人選出届出書（第 1 号様式） | |
| 7 代表申請人選任承諾書（第 2 号様式） | |
| 8 分筆測量の見積書 | |
| 9 その他必要と認められる書類（官民境界確定図、筆界同意書等） | |

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

代表申請人

様

京都市長
(担当)

道 路 用 地 分 筆 測 量 費 助 成 金 交 付 決 定 書

年 月 日付けで申請がありました道路用地分筆測量費助成金については、京都市道路用地分筆測量費助成要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定しました。

記

交付予定額	円			
道路の所在地	起 点	区	町	番地地先
	終 点	区	町	番地地先
	分筆地番	区	町	番
	合計筆数	筆		
交付の条件	1 測量完了届を 年 月 日までに提出すること。 2 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ道路用地分筆測量費助成金交付変更申請書及び必要書類を提出し、承認を受けること。 3 分筆測量を中止しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。 4 分筆測量が予定の期間内に完了しないとき、又は分筆測量の実施が困難となったときは、速やかに報告し指示を受けること。 5 申請者の責めに帰すべき事由により、道路用地を寄付受納することが不可能となったときは、助成金の交付決定を取り消すことがある。 6 測量成果品の検査の結果、別添の測量内容から変更があった場合は、助成金交付額を交付予定額から減額することがある。 7 事業に係る経費の支出を明らかにした書類を整備し、事業完了の翌年度から5年間保存しておくこと。			

第 号
年 月 日

代表申請人

様

京都市長
(担当)

道 路 用 地 分 筆 測 量 費 助 成 金 不 交 付 決 定 書

年 月 日付けで申請がありました道路用地分筆測量費助成金については、京都市道路用地分筆測量費助成要綱第 7 条第 3 項の規定により、交付しないことを決定しました。

記

申 請 地	区	町	番地地先から
	区	町	番地地先まで
	区	町	番地地先から
	区	町	番地地先まで
理 由			

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えをすることもできます。

(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。)

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

代表申請人

住 所

氏 名

連絡先

道 路 用 地 分 筆 測 量 費 助 成 金 交 付 変 更 申 請 書

年 月 日付け 第 号で決定された道路用地分筆測量費助成金交付内容を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更事項	☐道路の所在地 ☐起 点 ☐終 点 ☐分 筆 内 容 ☐受 託 者 ☐そ の 他
変更事由	
変更内容	

※ 1 代表申請人を変更される場合は、申請手続を新たに行う必要があります。

※ 2 添付書類

第 号
年 月 日

代表申請人

様

京都市長
(担当)

道 路 用 地 分 筆 測 量 費 助 成 金 交 付 変 更 決 定 書

年 月 日付け 第 号で決定しました道路用地分筆測量費助成金については、京都市道路用地分筆測量費助成要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり、変更を承認し交付することを決定しました。

記

交付予定額	円			
道路の所在地	起 点	区	町	番地地先
	終 点	区	町	番地地先
	分筆地番	区	町	番
	合計筆数	筆		
交付の条件	1 測量完了届を 年 月 日までに提出すること。 2 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ道路用地分筆測量費助成金交付変更申請書及び必要書類を提出し、承認を受けること。 3 分筆測量を中止しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。 4 分筆測量が予定の期間内に完了しないとき、又は分筆測量の実施が困難となったときは、速やかに報告し指示を受けること。 5 申請者の責めに帰すべき事由により、道路用地を寄付受納することが不可能となったときは、助成金の交付決定を取り消すことがある。 6 測量成果品の検査の結果、別添の測量内容から変更があった場合は、助成金交付額を交付予定額から減額することがある。 7 事業に係る経費の支出を明らかにした書類を整備し、事業完了の翌年度から5年間保存しておくこと。			

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

代表申請人

住 所

氏 名

連絡先

測 量 完 了 届

年 月 日付け 第 号で決定された道路用地分筆に要する測量を完了しましたので届けます。

記

道路の所在地	起 点	区	町	番地地先
	終 点	区	町	番地地先
	分筆地番	区	町	番
合計筆数	筆			
助 成 金 額		円		

第 9 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

代表申請人

様

京都市長
(担当)

道 路 用 地 分 筆 測 量 費 助 成 金 交 付 額 決 定 書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした標記の助成金について、
京都市道路用地分筆測量費助成要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり、交付金額を
決定しました。

記

交 付 金 額	円
---------	---